

山口県警察の警察官の服制及び被服の支給等に関する訓令

平成7年3月31日

本部訓令第6号

(概 要)

本訓令は、山口県警察の警察官の服制及び被服の支給並びに装備品の貸与等について必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

制服等の着用期間

貸与品の装着方法

特殊被服の着用者と服装

等である。